

実施方針 新旧対照表

	箇所	(修正案)	(現行)
1	3 頁 1 (1) オ (ウ) c	<p>c 用地活用業務 (付帯事業)</p> <p><b>用地活用企業事業者</b>は、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行います。</p> <p>活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行うこととします。その際、土地の売買については県と用地活用企業との間で別途契約を取り交わすこととします。</p> <p>なお、活用用地取得の対価は、提案価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとし、事業提案書に基づき、別途協議するものとします。</p>	<p>c 用地活用業務 (付帯事業)</p> <p>事業者は、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行います。</p> <p>活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行うこととします。その際、土地の売買については県と用地活用企業との間で別途契約を取り交わすこととします。</p> <p>なお、活用用地取得の対価は、提案価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとし、事業提案書に基づき、別途協議するものとします。</p>
2	9 頁 2 (4) ア (ク)	<p>(ク) <b>応募グループ入札参加を希望する者</b>の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと (<b>基準に該当するものの全てが応募グループの代表者以外の構成員である場合を除く</b>)。なお、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得第 9 条の 2 第 2 項の規定に抵触するものではありません。</p>	<p>(ク) 入札参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得第 9 条の 2 第 2 項の規定に抵触するものではありません。</p>
3	20 頁 4 (7)	<p>・活用用地の対価については、鑑定等を参考に算定した<b>最低</b>価格を入札説明書等に示す予定である。</p>	<p>・活用用地の対価については、鑑定等を参考に算定した最低価格を入札説明書等に示す予定である。</p>